厚木基地の空母艦載機移駐の延期について国から説明

1月24日、防衛省の左藤章防衛大臣政務官が神奈川県庁を訪れ、厚木基地から岩国基地(山口県岩国市)への空母艦載機移駐の進捗状況について黒岩祐治知事や大木哲市長などに説明しました。

説明によると、移駐先の施設整備の全体工程を見直した結果、2014(平成26)年までに完了するとされていた空母艦載機の移駐時期が2017(同29)年頃になる見込みであるとのことです。これに対し大木市長は、厚木基地の騒音が市民生活へ与える影響を国が改めて認識し、一日でも早く移駐を完了させることに全力で取り組むよう、政務官に直接強く求めました。

厚木基地の空母艦載機については、日米両政府が2006(同18)年に合意した「再編実施のための日米のロードマップ」において、F/A-18スーパーホーネットなど計59機が2014年までに岩国基地に移駐するとされています。

本市市民は長年にわたり空母艦載機による騒音被害を受け続けてきており、これまでも市では県や基地周辺市とも連携しながら、ロードマップに示された空母艦載機移駐の確実な完了を繰り返し国に要請してきました。

市では今回の延期の発表を受け、内容の詳細について確かめていくとともに、一日でも早く移駐を完了させることや、移駐完了までの間も騒音軽減に向けた措置を講じるなど市民の負担軽減を図ることを求めていきます。

大和市上空を飛行する主力空母艦載機のF/A-18Eスーパーホーネット

問 市役所基地対策課基地対策担当☎(260)5310 FAX(260)5316。

防衛省・南関東防衛局からのお知らせ

防衛省では、厚木飛行場周辺の航空機の頻繁な離陸、着陸などにより生じる音響に起因する障害が特に著しいと認めて指定する区域(以下「第二種区域」)内の建物などの移転について、その移転補償や土地の買い入れをする移転措置事業を実施しています。対象は、第二種区域に指定された時点で所在していた建物などを第二種区域以外に移転する人です。

このたび、建物などの移転に伴い従来の目的で利用することが著しく困難となる移転対象区域の土地(附帯農地等)の買い入れについては、原則として、移転等補償契約を締結した日の翌日から起算して5年を経過する日(以下「受付期限」)までに希望届が提出されなければ、その買い入れを実施できなくなりましたのでご注意ください。なお、すでに建物などの移転等補償契約を締結した人の希望届の受付期限は平成29年12月19日です。

詳しくは、南関東防衛局のホームページ(http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/)をごらんになるか同局防音対策課(横浜市中区北仲通5-57)および座間防衛事務所(鶴間1-13-2、☎(261)4332)へお問い合わせください。

問 南関東防衛局防音対策課☎045(211)7141。

広報やまとに掲載する広告を募集します

広報やまとへの広告掲載を希望する広告主を募集します。

規格▼縦6・3センチメートル×横8・7センチメートル
掲載料(1枠)▼白黒50,000円、カラー(1月1日号のみ)62,500円
募集枠▼各号2枠
申し込み▼申込書と照会承諾書、広告図案を直接持参、ファクスまたは郵送で〒242-8601市役所広報広聴課へ。申込書と照会承諾書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

※毎月1・15日号発行。発行部数は各号79,000部。
※政治や宗教に関するもの、公序良俗に反するものなどは掲載できません。
※号により申し込みの締切日が異なります。詳しくは市のホームページをごらんください。

問 市役所広報広聴課広報担当☎(260)5314 FAX(261)4592。

「安全は　心と時間の　ゆとりから」

交通ルールとマナーを守りましょう

昨年の市内の交通事故状況

昨年の市内の交通事故の件数と負傷者数は、共に、平成23年と比較して減少しましたが、死者数は同じ2人となりました(左グラフ参照)。こうした中で自転車や高齢者が関係する交通事故の割合は依然として高く、本市は県交通安全対策協議会から「自転車交通事故多発地域」「高齢者交通事故多発地域」に継続して指定されています。

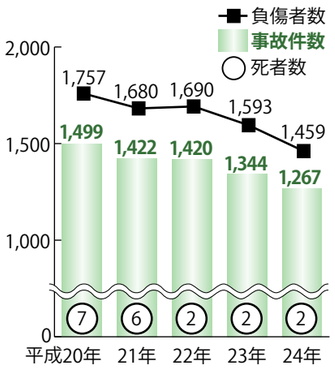

自転車に乗るときは、交通ルールを守りましょう

自転車は気軽に利用できる乗り物ですが、道路交通法では「軽車両」に分類され、自動車などと同様に守らなければならないルールがあります。

しかし近年、事故を誘発する歩道通行や右側通行など、自転車を運転する人のルール違反やマナーの悪さが問題となっています。市で開催する自転車安全利用講習会などに参加し、交通ルールやマナーを身に着けましょう。受講者は自転車の点検整備に保険が付帯されたTSマークや幼児・児童用ヘルメットの購入費用の助成を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

自転車の安全運転のポイント

自転車に乗るときは、次のことを守り、迷惑・危険な運転はやめましょう。

- 信号を守り、交差点では一時停止して安全を確認する
- 原則、車道の左側を走行する。運転者が12歳以下もしくは70歳以上である、自転車通行可の標識があるなど、例外で歩道を走行する場合は、歩行者を優先し徐行する
- 運転中は、携帯電話・スマートフォンの操作や通話をしない
- ヘッドホンで音楽などを聴きながら運転しない
- 傘をさしながら運転しない
- 二人乗りをしない
- 夕暮れ時や夜間はライトを点灯する
- 飲酒運転は絶対にしない
- 子どもにヘルメットを着用させる

携帯電話などを操作しながら走行しない

市では昨年11月、自転車の利用についての基本的な考え方をまとめた「やまと自転車憲章」を制定しました。自転車のルールとマナーを守り、安全で快適なまちを作りましょう。

高齢者の交通事故の多くは自宅近くで発生

高齢者の交通事故の多くは、自宅から500メートル以内で発生しています。ふだん通り慣れた道でも油断せず、安全確認を徹底してください。無理な横断は絶対にせず、遠回りでも横断歩道を渡りましょう。また、夜間に外出するときは、運転者から目立つよう明るい色の服を着たり、夜光反射材を活用したりして、身を守りましょう。

夜光反射材を身に着けるなどして、夜間の外出を安全に

飲酒運転は犯罪です

飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶ちません。飲酒運転はもちろん、車を運転する人にお酒を勧めたり、飲酒した人に車を貸したりする行為も犯罪です。家庭や職場、地域で飲酒運転の危険性、反社会性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を根絶しましょう。

問 市役所道路安全対策課交通安全担当☎(260)5119 FAX(260)5474。